

## 館山市墓地許可事務取扱要領（経営者用）

1	基本事項	1
(1)	用語の意義	1
(2)	墓地経営	1
(3)	「既存みなし墓地」	1
(4)	経営許可	2
(5)	変更許可	2
(6)	廃止許可	3
(7)	許可の効力（許可後の変更の取扱）	3
2	事前協議	4
(1)	事前協議が必要な場合	4
(2)	事前協議申請書の記載事項	4
(3)	事前協議申請の添付書類	4
(4)	事前協議事項の変更	6
(5)	墓地計画中止	7
(6)	有効期間	7
3	許可申請	7
(1)	申請時期等	7
(2)	申請書の記載事項	8
(3)	経営許可申請の添付書類	8
(4)	変更許可申請の添付書類	10
(5)	廃止許可申請の添付書類	10
4	許可基準	11
(1)	人的要件	11
(2)	変更許可の要件	12
(3)	環境基準	13
(4)	施設基準	14
(5)	2,000㎡以上の墓地の基準	15
(6)	基準の適用除外	16

- \* 法 : 墓地、埋葬等に関する法律  
法施行規則 : 墓地、埋葬等に関する法律施行規則  
法施行細則 : 墓地、埋葬等に関する法律施行細則  
条例 : 館山市墓地等の経営の許可等に関する条例  
条例施行規則 : 館山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

## 1 基本事項

### (1) 用語の意義

- ・埋 葬：死体（妊娠4箇月以上の胎児の死体も含む。以下同じ。）を土中に葬ること
- ・改 葬：埋葬した死体を他の墳墓への移転，埋蔵，若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すこと
- ・墳 墓：死体を埋葬又は焼骨を埋蔵する施設
- ・墓 地：墳墓を設けるために，墓地として市長の許可を受けた区域
- ・納 骨 堂：他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために，納骨堂として市長の許可を受けた施設
- ・宗教法人等：宗教法人，公益社団法人，公益財団法人
- ・住 宅 等：住宅，学校，保育所，図書館，博物館，公民館，病院
- ・そ の 他：以下のとおり

ア 墓地の許可対象とする区域は、墳墓、緑地、墓地の付帯施設（通路、参詣路、管理事務所、休憩所、当該墓地内の専用駐車場等社会通念上一体の施設）等が設置される区域

イ 死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する目的を持たない限り、法に規定する墳墓には該当せず、単なる碑に属する。

### (2) 墓地経営

ア 「経営」とは、墓地を設置、管理及び運営することを言い、「企業経営」という場合に用いられる語義よりも広義に解釈される。

イ 墓地の経営は、許可を受けた区域で、経営者自らが公益事業として行うものである。

ウ 墓地の経営、管理は、次により行われる。

- (ア) 墓地使用权の契約を第三者に委任しないこと。
- (イ) 使用料の決定、収納、墓地使用許可書の発行、埋火葬許可書の管理等は経営者、管理者自ら行うこと。
- (ウ) 管理は第三者に委任しないこと。ただし、付随的な管理作業に係る事務を委任することは可能である。
- (エ) 管理料の決定、管理料の収納、墓籍簿等の管理は経営者、管理者自ら行うこと。

### (3) 「既存みなし墓地」

法施行日（昭和23年6月1日）以前に存在する墓地の取扱については以下のとおり

ア 法第26条の「この法律の規定により、それぞれ、その許可を受けたものとみなす。」とされる墓地（以下「既存みなし墓地」という。）は、次のいずれかの条件を満たすものであること。

- (ア) みなし墓地台帳（写）（昭和63年5月13日付衛第61号各保健所長送付）に記載されている墓地。

(イ) 現地調査又は土地登記簿謄本により、法施行日以前に存在することが確認できる墓地。

イ 既存みなし墓地で、人格や用地が特定出来ないものは、経営者の変更を伴う経営許可を除き、経営許可、変更許可及び廃止許可の処分対象としない。

ウ みなし墓地台帳又は土地登記簿謄本の記載と現在の使用面積が異なる場合は、既存みなし墓地の区域内で実際に墓地として使用に供されている区域を既存みなし墓地として取り扱うこと。

エ 個人又は共同使用の既存みなし墓地における余裕地の公募は、あり得ないものであること。

#### (4) 経営許可

経営許可の対象となる行為は以下のとおり

ア 墓地を新規に経営しようとする場合

イ 既に許可を受けている墓地の一体性を有する要件を超えて区域を変更（拡張）する場合

平成13年3月31日以前に許可申請をし、数次にわたり、法第10条第1項、同条第2項の許可を受けた形態が一の墓地にあっては、許可を受けた全体の総面積を基礎として、経営の一体性を判断する

ウ 既にある墓地を引き継いで経営する場合

なお、旧経営者となる者は「廃止許可」の手続きが必要となる。

エ 既に許可を得た墓地区域内で施設を変更し、許可を受けた墓地と同一性を失うため、現施設基準の適用による許可を得ようとする場合

#### (5) 変更許可

変更許可は、次の要件を満たし、かつ、経営許可又は廃止許可の対象にならない場合である。

ア 既に経営許可を受けている墓地を一体性を有する要件を満たして、墓地の区域を増加又は縮小の変更をする場合をいう。

平成13年3月31日以前に許可申請をし、数次にわたり、法第10条第1項、同条第2項の許可を受けた形態が一の墓地にあっては、許可を受けた全体の総面積を基礎として、経営の一体性を判断する。

イ 経営者は、地方公共団体又は宗教法人等であること。

ウ 拡張しようとする墓地用地は宗教法人等にあつては自己所有地であり、抵当権等第三者の権利が付いていないこと。

エ 既存の墓地部分が許可された時点、又は現行の基準に適合していること。

オ 「既存みなし墓地」の変更の取扱

- (ア) 現在の宗教法人と同一と見られる寺院、教会等が、墓地の経営許可を受けたことが「みなし墓地台帳（写）」や「許可書」により明確になっている場合は、変更許可の処分対象となるが、許可された者が不明、用地不確定等の「既存みなし墓地」については、隣地に拡張する場合も変更許可の一体性の判断の基礎とはならず、当該拡張部分は経営許可で処理すること。
- (イ) 規模の縮小による変更許可の場合も上記と同様に取り扱い、経営者等が明確になっている場合は変更許可をし、不明確な場合は許可対象とはしないものであること。

(6) 廃止許可

廃止許可の対象となる行為は以下のとおり

- ア 既に経営許可を受けている墓地を全て廃止し、墓地以外にする場合
- イ 既に経営許可を受けている墓地を他の経営者に承継する場合  
なお、新経営者は「経営許可」の手続きが必要となる。
- ウ 既に許可を受けている墓地を一体性を有する要件を超えて区域を変更（拡張）するため既存墓地を廃止する場合  
平成13年3月31日以前に許可申請をし、数次にわたり、許可を受けた形態が一の墓地にあっては、許可を受けた全体の総面積を基礎として、経営の一体性を判断し、従前許可したものを一括して廃止とする。
- エ 既存許可を受けた墓地区域内において、同一性を有しない施設の構造設備の変更を行うため、新たに経営許可を受けようとする場合。

オ 「既存みなし墓地」の取扱

現在の宗教法人と同一と見られる寺院、教会等が、墓地の経営許可を受けたことが「みなし墓地台帳（写）」や「許可書」により明確になっている場合は、廃止許可の処分対象となるものであるが、許可された者が不明、用地不確定等の「既存みなし墓地」については廃止許可対象としない。

(7) 許可の効力（許可後の変更の取扱）

墓地の経営は、永続的管理とともに公益事業として運営される必要があり、これらを審査し経営の許可を行ったところから、許可された経営内容を変更することは認められない。許可後に変更を行った場合には次により対処すること。

- ア 墓地経営許可、変更許可後に墓地区域内の配置等を許可された内容と同一性を失わず変更する場合は、法第18条の報告の対象となるものである。
- イ 次の場合は許可内容と同一性を失うため、許可の効力は失われ「許可取消処分」の対象となることから、新たな経営許可が必要となる。
  - (ア) 許可された時点の墓地の施設基準に適合しなくなった場合

- (イ) 埋蔵墓地から埋葬墓地への変更の場合
- (ウ) 昭和59年千葉県規則第42号で廃止される前の規則（昭和47年千葉県規則86号）第9条第1項第2号及び平成7年条例第43号で改正される以前の条例第5条第1項第2号の環境基準の緩和を受けて許可された墓地で、緩和の条件としていた障壁及び緑地の構造の基準に適合しなくなった場合
- (エ) 許可された区画数の1.5倍を超えて区画数を増やす場合
- (オ) 墓地の経営を実質的に他人に委託、移譲している場合
- (カ) 平成13年4月1日以降許可を受けた宗教法人等の経営する墓地で、墓地の用地が自己所有地でなくなった場合、又は抵当権等が設定されて第三者の権利が付いた場合
- (キ) その他、社会通念上同一性があると認められない場合。

ウ 墓地経営許可、変更許可後に墓地区域内の配置等を変更した結果、同一性を失う場合は、法第19条（施設の整備改善その他強制処分命令）により対処する。

この場合許可された時点の基準に原状回復又は改善するか、現行基準に適合させ新たに経営許可を得る必要がある。

## 2 事前協議

### (1) 事前協議が必要な場合

ア 事前協議の対象は宗教法人等が経営する墓地の新設、拡張とする。

イ 以下の場合、事前協議が必要（不要）となる。

- (ア) 宗教法人等が経営許可又は区域を拡張するための変更許可を受けようとする場合。なお、事前協議申請は墓地経営（予定）者が行うものであること。
- (イ) 宗教法人等が墓地の経営等の許可申請を受けようとする場合であっても、次の場合は事前協議は必要としない。
  - a 既に許可された墓地を引き継いで経営する場合
  - b 災害や公共事業にともない墓地を移転する場合で緊急性がある場合

### (2) 事前協議申請書の記載事項

事前協議申請書の記載にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 墓地の名称が仮称の場合、名称の前に「仮称、」又は「（仮）」と記入する。
- (イ) 「経営の計画」は、別紙例示1とする。
- (ウ) 「墓地の構造」は、別紙例示2とする。

### (3) 事前協議申請の添付書類

事前協議申請書に添付する書類及び図面は、次のものとする。

#### (ア) 見取図

- a 墓地の周囲200m以内の河川、海又は湖沼及び住宅等の状況を示す。
- b 縮尺1/2, 500程度で、墓地の位置等が確認できる縮尺とし、墓地の周囲50mの範囲が明示され、居住者が記載されていること。

#### (イ) 位置図

墓地の位置を示す図面

縮尺 1 / 25, 000 程度の都市計画図（都市計画課で取得可能）又は案内図として適当なものであること。

(ウ) **造成計画及びその施設の配置図**

- a 造成計画に関する図面は平面図とする。
- b 墳墓や通路の配置、管理事務所等の位置、緑地の位置、障壁等の構造等が、明確に判断出来るもの
- c 縮尺、寸法を記入し、必要に応じ解説を記入すること。

(イ) **土地登記簿謄本, 公図の写し, 地積測量図**

- a 墓地の区域が地積測量図と一致していること。  
なお、筆の一部分を墓地とする場合は、墓地とする部分の分筆が必要である。
- b 公図の写しにより位置を確認すること。
- c 公図の写しには近隣の地番及び土地所有者の住所、氏名等が記入されていること。
- d 土地登記簿謄本は、申請日の90日以内に作成されたものであること。

(オ) **管理運営計画書等墓地の経営に必要な事項を記載した書類**

管理運営計画書は、墓地管理予定者の職氏名及び「使用権契約実務（使用許可証等の発行実務を含む）」、「会計実務（使用料、管理料の收受等）」、「保守管理実務等（墓地内の整備、清掃実務等）」を行うに当たっての組織体制計画が具体的に記載されていること。

(カ) **資金計画書, 墓地の設置に要する費用の内訳明細書**

資金計画書は、墓地の設置に要する費用、許可後の経営に要する費用等の資金計画が、歳入歳出別に明らかにされていること。また、裏付けとなる資料が添付されていること。

(キ) **宗教法人規則、寄附行為又は定款の写し**

- a 宗教法人は、宗教法人規則（知事印が押印されたものの写し）
- b 財団法人は、寄附行為
- c 社団法人は、定款（墓地経営を目的とする社団法人の場合は、永続性の観点から法人設立認可又は認証変更の認可の予定はない）

(ク) **法人登記簿謄本**

登記簿謄本は、申請日の90日以内に作成されたものであること。

(ケ) **墓地経営に関する意思決定をした旨を証する書類**

- a 墓地の経営計画は、具体的な墓地必要数と必要数を明示した議事録の内容と一致していること。
- b 宗教法人にあっては、墓地の必要数は次による。
  - (a) 墳墓の具体的な数は、計画後10年間の必要数以内であること。

- (b) 必要数を算定した裏付けとなる資料を添付すること。  
ただし、既存の寺院等に付属する墓地で、かつ1,000㎡未満の墓地にあつては、この限りでない。
  - c 意思の決定は、宗教法人規則又は寄附行為に則った、所定の手続きで成立していること。
  - d 意思決定した議事録（写）は、出席役員の氏名及び押印があること。
  - e 名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地が登記簿謄本と一致すること。
  - f 法人の名称は法人規則の名称と一致すること。
- (コ) 近隣居住者及び近隣土地所有者（以下「近隣居住者等」）の承諾書又はそれに代わる書類
- a 経営予定者は、自らの責任において次に掲げる者全員に、墓地の経営の計画を説明し、承諾を得ること。
    - (a) 墓地の予定地の境界から50メートル以内の居住地生活の本拠地としているものをいう。  
承諾者は原則として世帯主とする。  
距離は墓地予定地境界から住宅の用に供する敷地までとする。
    - (b) 墓地予定地の境界から10メートル以内の土地所有者  
距離は墓地予定地境界から敷地までとする。
  - b 承諾書は、次の事項が記載されていること。
    - (a) 近隣居住者の場合は、住所、氏名、承諾年月日に承諾者の押印があるもの。
    - (b) 近隣土地所有者の場合は、所有している土地の地番、土地所有者の住所、氏名、承諾年月日に承諾者の押印があるもの。  
法人の場合は、所有している土地の地番、法人事務所所在地、法人名、承諾年月日に代表者印があるもの。
  - c 承諾が取得できない場合は、次の内容が記載された「承諾が得られない経過、理由書」を添付させることとする。
    - (a) すべての対象者の住所、氏名が明記されていること  
土地所有者にあつては、所有地の地番が明記されていること。
    - (b) すべての対象者について、説明方法、回数、内容が明記されていること。
    - (c) 経営予定者として、今後の近隣居住者等へ対応方針が明記されていること。
- (ク) その他市長が必要と認めた書類
- a 2,000㎡を超える墓地にあつては「財産目録」
  - b 墓地必要数を算定した裏付けとなる資料
  - c 他に経営している墓地の状況がわかる一覧
  - d その他墓地の経営計画に関する参考資料

#### (4) 事前協議事項の変更

- ア 事前協議済書交付後に計画を変更する場合は、変更する事項を記載した事前協議事項変更届書（別記第2号様式）を市長に届け出ること。
- (ア) 「事前協議事項変更届」には、変更の前後がわかるように記入させること、必要に応じ「変更前後の対比表」、「図面への朱書」等変更事項が容易に理解できるものを添付させること。

- (イ) 市長は変更内容を審査し、条例基準に適合していること、事前協議内容と基本事項が変更されていないことを確認し、変更内容、図面等の追加を行うものとする。
- (ロ) 審査の結果支障がないと認められる場合には、「事前協議事項変更届」の副本の書面一枚毎に「市役所收受印（受付日）」を押印し、既に交付した「事前協議済書」の一連の添付書類として、追加して交付すること。
- (ハ) 変更の内容に支障がある場合には、次により対処すること。
  - ア 変更により事前協議が失効する場合、申請者に事前協議は失効する旨を伝え、変更内容に補正を求めること。
    - 補正不能の場合には、新たに事前協議申請を求めること。
  - イ 変更により失効しないまでも、審査基準に適合しない場合、申請者に許可の見込みはない旨伝え、変更内容に補正を求めること。
- (ニ) 提出する届出書は正副2部とすること。
- (ホ) 事前協議事務処理簿を訂正するなど変更に関する事項を、記録しておくこと。

イ 変更する内容が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、事前協議は失効する。

- (7) 経営予定者を変更する場合
- (イ) 墓地の用地を変更する場合
- (ロ) 計画墳墓区画数の2分の1を越えて区画数を変更する場合
- (ハ) 計画墓地面積の2分の1を越えて土地利用や配置を変更する場合
- (ニ) 埋葬墓地から埋蔵墓地へ変更する場合
- (ホ) その他市長が事前協議済みの内容と一体性を失うと認める場合

#### (5) 墓地計画中止

事前協議終了後に墓地の計画を中止する場合は、墓地計画中止届書（別記第3号様式）に事前協議済書を添付する。

- (7) 提出する届出書は、正副2部とすること。
- (イ) 事前協議事務処理簿に朱書により、中止届出日を記入し抹消すること。

#### (6) 有効期間

事前協議済書の有効期間は、発行の日から3力年とする。

有効期間を経過した事前協議済書は効力が失効したものであり、引き続き計画を継続する場合は再度事前協議を行うものであること。

### 3 許可申請

#### (1) 申請時期等

ア 申請の時期は、次によること。

- (7) 経営許可及び変更許可の申請は、墓地の**工事完了後**に行うこと。
- (イ) 宗教法人等にあつては、事前協議が終了していること。
- (ロ) 廃止許可の申請は**改葬後**に行うこと。

イ 提出部数は正副2部

ウ 申請書の編冊は、次によること。

(7) 申請書及び別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(イ) 編冊順序は、申請書、申請書本文に係る別添図書、申請書の添付書類の順とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。

## (2) 申請書の記載事項

ア 申請書に記載する申請者は、法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名とし、登記簿謄本どおりであること。

イ 廃止許可にあつては、経営許可を受けている者と同一であること。ただし、個人墓地の経営者の死亡の場合を除く。

ウ 墓地の名称は、仮称を使用しないこと。

(7) 墓地使用者（使用予定者）に明示又は表示する名称と同じであること。

(イ) 議事録及び維持管理規則の定める名称と同じであること。

注：許可後に名称を変更した場合は法第18条の報告徴収の対象となる。

エ 経営計画は、次の内容が記載されていること。

なお、宗教法人等にあつては、意思決定書類の内容と一致していることが必要である（別紙例示1「経営の計画」を参考とすること。）。

(7) 経営（変更）に至った理由

(イ) 墓地の規模決定の根拠（宗教法人等に限る。）

(ウ) 設置場所を選定した理由（宗教法人等に限る。）

オ 墓地の用地の所在、地番、地目及び面積は、土地登記簿謄本どおりであること。

カ 墓地の構造の記載は、次によること（別紙例示2「墓地の構造」を参考とすること。）。

(7) 墓地面積は、前記オの面積と同じであること。

(イ) 墓地の面積には、次の範囲が含まれるものであること。

a 墳墓区域

b 緑地区域（緑地帯＋緑地＋障壁）

c 管理設備区域（管理棟、休息所、水場、便所、駐車場通路等の墓地の付帯設備として供用される場所の土地を含む。）

(ウ) 変更許可にあつては、既存墓地も含めたものであること。

注：拡張の場合は、拡張部分のみのもものと全体の墓地の構造を別葉に作成することとし、縮小の場合は、縮小した残りの墓地の構造とする。

キ 工事完了年月日は、許可内容の施設基準が現地において確認できる時点を記入すること。

## (3) 経営許可申請の添付書類

ア 見取図

(7) 縮尺1/2, 500程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適正なものであ

ること。

- (イ) 住宅等の周囲の状況については、手書きで記入するか、申請区域を示す住宅地図を併せて提出させること。
- (ウ) 墓地境界から100mの範囲を線で示すこと。

## イ 位置図

墓地の位置を示す図面は、縮尺1/25, 000程度の都市計画図又は案内図として適当なものであること。

## ウ 墓地の配置図及びその構造を示す図面

- (ア) 施設基準の仕様及び機能が判断できる次に掲げる図面であること。
  - a 墳墓区画、緑地帯及び緑地、障壁、管理事務所等の必要な施設設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図及び断面図
  - b 給水及び排水の状況が明らかな平面図
  - c 管理事務所の構造が明らかな平面図
- (イ) 変更許可申請にあっては、既存墓地も含めた図面であること。

## エ 土地登記簿謄本

申請日の90日以内に作成されたものであること。

## オ 公図の写し及び地積測量図

- (ア) 公図の写しには、隣接地の土地の所在、地番及び地目並びに所有者の住所及び氏名が記載されていること。
- (イ) 地積測量図は、墓地用地が一筆毎に測量されたものであること。

## カ 維持管理規則等

- (ア) 管理者を定めてあること。
- (イ) 使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅が定めてあること。
- (ウ) 手続に係る様式（経営者名を記入）が定められていること。
- (エ) 永代使用料及び管理料の規定が定められていること。

## キ 管理運営計画書等の墓地の経営に必要な事項を記載した書類

管理者や組織体制を具体的に記載すること。

## ク 資金計画等

墓地の設置に要した費用が明示されていること。なお、自己資金、借入金の合計額は、墓地設置に要する費用（借入金のある場合は利子含む）より多額であることが必要であり、墓地使用料収入見込みをもって、不動産業者や造成業者等に使用料の収入後に支払う計画は認められない。

## ケ 事前協議済書の写し

事前協議をした場合のみ

コ 法人規則等，法人登記事項証明書，許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

- (7) 宗教法人規則は、知事印が押印されたものの写しであること。
- (イ) 登記簿謄本は、申請日の90日以内に作成されたものであること。
- (ウ) 意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、具体的な墓地の必要性を明示した議事録であること。

サ その他市長が必要と認める書類

- (7) 宗教法人墓地にあっては、必要に応じ財産目録を求めること。  
**2,000㎡を超える規模の大きな墓地の場合は必須**
- (イ) 個人墓地で、自己所有地以外に計画する場合は、墓地として当該土地を使用することを所有者が承諾したことを示す書類
- (ウ) 現に経営許可申請場所以外に墓地を経営する場合にあっては、当該墓地の名称、所在地、面積及び区画数並びに使用状況を記載した書類
- (エ) 申請者が申請日以前において、法第19条に基づく行政処分を受けたことがあれば、その処分内容について記載すること。
- (オ) 経営者の変更に伴う経営許可申請の場合は、墓地の使用者に経営者の変更（承継）されることの説明、同意、承諾、新経営者との再使用契約等の理解や手続が取られたことを明らかにする書類。

(4) 変更許可申請の添付書類

変更許可申請書には以下の書類を添付する。

ア 前記「(3) 経営許可申請の添付書類」のア～コまでの書類（法人規則等は不要）

- (7) 登記簿謄本は、申請日の90日以内に作成されたものであること。
- (イ) 意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由が明確に記載され、具体的な墓地の必要性を明示した議事録であること。

イ 改葬報告書

- (7) 墓地でなくなる区域の現況図（墳墓の配置図等）
- (イ) 墓地の使用者の一覧（墓籍簿写し等）
- (ウ) 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類

(5) 廃止許可申請の添付書類

廃止許可申請書には以下の書類を添付する。

ア 改葬報告書（承継の場合は不要）

- (7) 廃止計画時の現況図（墳墓の配置図）
- (イ) 廃止計画時の使用者の一覧（墓籍簿の写し等）
- (ウ) 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類

イ 法人登記事項証明書，許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

- (7) 登記簿謄本は、申請日の90日以内に作成されたものであること。
- (イ) 意思決定をした旨を証する書類は、廃止の理由が明確に記載され、使用者への周知に関することが記載されていること。

## 4 許可基準

### (1) 人的要件

#### ア 経営許可における墓地の経営主体について

墓地経営の性格上、永続的管理の必要性とともに非営利性が確保されなければならないため、許可の対象は以下の者に限る。

#### (ア) 地方公共団体

- a 県及び市町村
- b 一部事務組合

注：財産区は、財産を市町村に移管し市町村営とすること。

#### (イ) 宗教法人、財団法人又は社団法人であって、永続的に自己の所有地に墓地を営しようとする場合に限る。

- a 宗教法人（宗教法人法第12条の規定により国又は都道府県の認証を受けた者）
- b 財団法人及び社団法人（民法第34条の規定により国又は千葉県の許可を受けた者）

#### (ロ) 自己又は自己の親族のために設置された墓地（以下「個人墓地」という。）を自己又は自己の親族のために引き継いで営しようとするときは、個人名義による経営許可を認める。

- a 「親族」とは、民法第725条による者の他、慣習による場合も認められる。
- b この場合の「引き継いで営しようとするとき」とは、民法第897条の規定により墳墓の祭祀を主宰すべき者と認められた者である。

#### (ハ) 災害、公共事業の実施等により個人墓地を移転し、自己又は自己の親族のために新たに墓地を営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、個人名義の許可を認める。

- a 災害については、当該現象が具体的に予測され墓地の機能が果たされなくなる場合に、その状態を放置することは宗教感情上及び公衆衛生上も好ましくなく、法の所期の目的を継続的に達成していく必要から事前の移転等の措置は認められる。

例1：墓地の区域やその周辺の土地（参詣路、敷地法面等接続した土地）の崩壊があり、今後も進行があると予測され、かつ、補強等の改修が困難な場合

2：墓地が存在する地区で、災害発生の恐れのある勧告等を所轄行政機関から受けている場合

- b 俗に言う「共同墓地」で公共事業による移転の場合には、一時期一斉の移転であり、墓地内の使用部分及び共用部分の権利関係が明確になっているところから、特例として墓地を使用する者の連名許可も可能であること。

- c 「宗教的感情上及び公衆衛生上支障がない」とは、次の条件をいうが、現在予見できない新たな条件を排除するものではない。

例1：墓地使用者の同意がなされていること。

2：他に移転を受け入れる墓地がないこと。

3：埋蔵墓地であること。

#### イ 変更許可における墓地の経営主体について

- (ア) 個人墓地は、既に許可されている墓地が経営者の死亡により許可が失効しない

ように経営許可に限って認めているものであり、拡張等の変更許可は認められない。

- (イ) 条例の制定以前に認められている法人についても条例第8条第1項第2号の規定の趣旨から、当然にここに掲げる法人を除き変更許可は認められないこと。

(2) 変更許可の要件

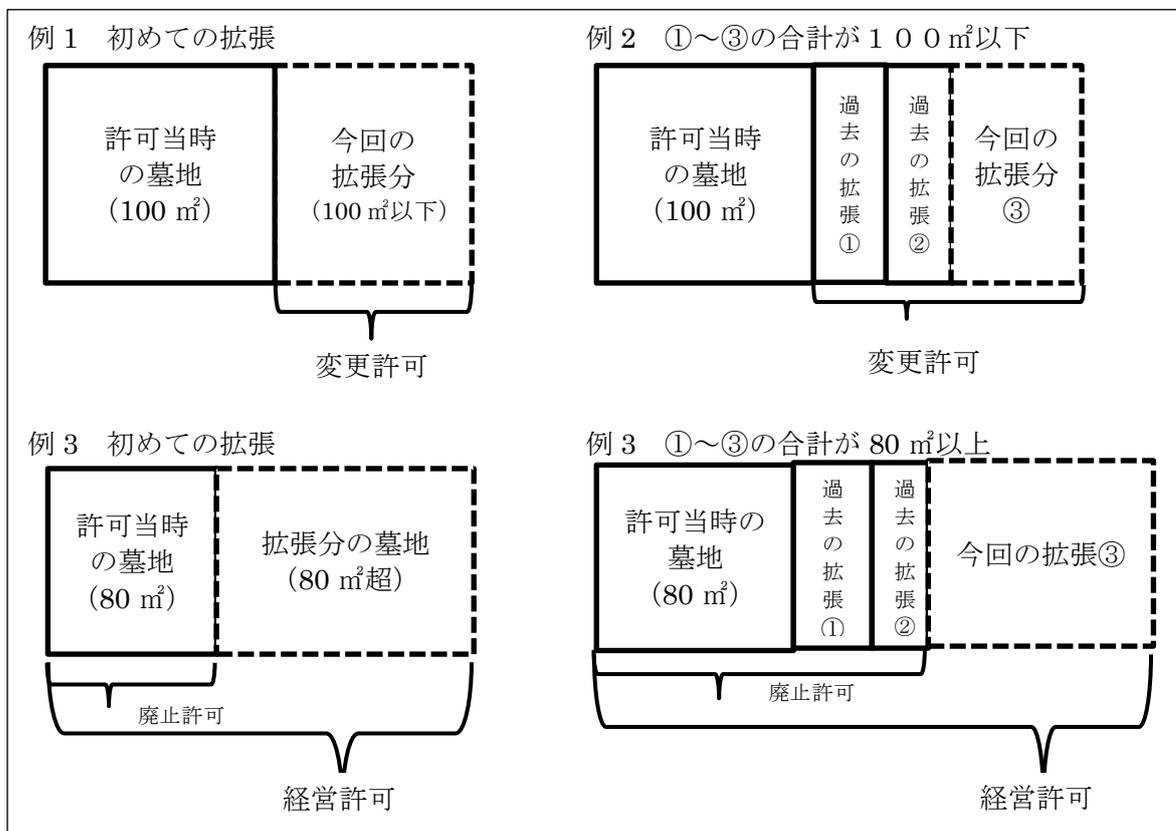
一体性の要件は以下の全てに該当する場合である。

ア 許可を受けた時点と比較し、変更後の墓地区域面積が2倍以下となる場合

この面積の取り扱い、既に経営許可を受けた墓地を数次にわたり拡張し、拡張部分の面積の合計が経営許可を受けた面積を超える場合に一体性を失う。

この場合は、既に許可した経営許可部分と変更許可部分の合計に対して廃止許可をし、廃止した部分を含めて新たに同日付けで経営許可をすること。

なお、規則経過措置により平成13年3月31日以前に許可申請をし、数次にわたり許可を得た一体の墓地にあっては、これらの合計面積を算定の基礎とする。



- イ 既存の墓地区域と拡張した墓地区域が接続し、変更後の墓地全体が一つの墓地区域と認められる。

墓地区域が接続している等とは、既存墓地と拡張する墓地が直接接続する他、道路、水路、当該墓地専用駐車場等を介して接続する場合も一の墓地として取り扱う。

なお、判断は市長の判断であり、申請者が都合により判断するものではない。

### (3) 環境基準

#### ア 河川等からの距離制限

- (ア) 制定の趣旨は、災害等における墓地の崩壊による死体又は焼骨の流出又は汚染を防止する目的で、宗教的感情上及び公衆衛生上の観点から規制をしている。
- (イ) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律16号）に基づく河川をいう。
- (ウ) 20mの審査は、通常行われる現地計測（メジャー）又は都市計画図等の図面上で計測すること。

#### イ 埋葬の場合の距離制限

- (ア) 制定の趣旨は、焼骨を埋蔵する墳墓と比して、土壌や地下水への影響や死者に対する感情を考慮して住宅等への距離制限を規定したものである。
- (イ) 距離制限の対象は、現在の社会慣習から思慮して、住宅は、生活の場所として、学校、保育所、図書館、博物館及び公民館は、清純な環境を保持する場所として、病院は、入院治療を受ける人が存在する場所として規定したものである。
- (ウ) 用語の定義は次による。
  - a 「住宅」：専用住宅及び併用住宅
  - b 「学校」：学校教育法（昭和23年法律第26号）の学校
  - c 「保育所」：児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育所
  - d 「図書館」：図書館法（昭和25年法律第118号）の図書館
  - e 「博物館」：博物館法（昭和26年法律第285号）の博物館
  - f 「公民館」：社会教育法（昭和24年法律第207号）の公民館
  - g 「病院」：医療法（昭和23年法律第205号）の第1条第1項（歯科医業を除く。）の病院
  - h 「敷地」：当該施設の通常の利用に供される範囲をいう。
- (エ) 100mの審査は、通常行われる現地計測（メジャー）及び都市計画図等の図面上で計測すること。

#### ウ 高燥（土地が高くて湿気の少ないこと）の制限

- (ア) 墳墓への影響、地下水を利用している場合の飲料水への汚染を考慮して規定したものである。
- (イ) 地下水位が高いなど湿地帯での墳墓への影響は、次のことが想定される。
  - 例：埋蔵墳墓＝カロートへの浸水、墓石傾斜
  - 埋葬墳墓＝死体の浮上、屍蠟化、墓石傾斜
- (ウ) 雨水等の排水が十分行われず、墳墓が水没することが予想される用地は高燥とは言えないこと。

#### エ 公衆衛生上支障がない土地

- (ア) 条例制定時点における判断で規定したものであり、これ以外に公衆衛生上支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長の自由裁量権を留保したものである。
- (イ) 廃棄物の最終処分場の跡地等は支障があるものである。

#### オ 緊急の場合の住宅からの距離制限の除外

災害や公共事業により墓地の移転が必要であり、かつ、移転先が公衆衛生上支障がない土地であると認められる場合、上記「イ 埋葬の場合の距離制限」は適用しな

い。

- (7) 「移転が必要であり」とは、緊急避難又は公益の目的のために自己の墳墓が止むを得ず移転しなければならないことに加え、共同墓地、寺院墓地及び公営墓地等の移転先が無く、不安定な状態に置かれる状態が予測される場合である。
- (イ) 「公衆衛生上支障がない」とは、設置場所の地下水位が低い場合である。

カ 経営許可後に当該墓地の経営者以外の者が墓地から100m以内の距離に住宅等を設置した場合に、結果として距離制限を維持できなくなるが、墓地の経営者と直接関係ない事由により直ちに墓地の経営の変更又は移転を強いられるとすれば、許可の安定性を失することになるため、公衆衛生上支障がないのであれば、墓地の経営を継続して認めることが公益に合致するという判断に基づくものである。

#### (4) 施設基準

##### ア 緑地幅の基準

墓地の境界の内側に、境界から3m以上の幅の緑地帯と、その境界から3m以上内側に墳墓が見えないように障壁等を設ける。

ただし、墓地区域面積が1,000㎡未満の場合、境界から墳墓が見えないように高さ1.8m以上の障壁等を設けるだけでも良い。

(7) 次の要件を満たす構造の緑地帯及び障壁等を設ける。

- a 周辺環境に調和したものであること。
- b 常緑樹を主体として、緑地帯を形成するものであること。
- c 千葉県の気候風土に合った樹木であること。

(イ) 障壁等は、遮蔽遮断の考え方であり、人畜がみだりに立ち入れない構造であること。なお、具体的な条件は次の要件を満たすことが必要である。

- a 敷地境界に成人が立って墳墓が見えない状態をいうものである。
- b 障壁等は、生け垣が好ましいが、周囲の環境や立地条件に応じてその構造を選択することができる。

なお、生け垣が未成熟なため当該墓地の境界から墳墓が見える場合は、成熟するまでの間、仮設障壁等の設置など見通しを遮る措置をすること。

(ウ) 既存の寺院の境内地等であらかじめ堅牢な障壁等で囲われ、当該障壁等がこの規定の目的と同等の機能が果たせる場合であっても、寺院の境内地等に接する側の緑地、障壁は、墓地と墓地以外を分ける施設として必要である。

ただし、障壁の構造は機能が満たせる簡略化したもので足りるものである。

(エ) 既存墓地を拡張する場合は、既存墓地と接続する部分の緑地、障壁は省略できる。

##### イ 門扉の設置

門扉は動物や人がみだりに立ち入らないようにするためのものであり、墓地の静謐を確保することを目的として規定したものである。

既存の寺院の境内地等であらかじめ堅牢な門扉がある場合であっても、門扉は必要である。ただし、構造は機能が満たせる木戸等の簡略化したもので足りるものである。

##### ウ 通路の基準

通路は、砂利等でぬからないような構造、幅員1m以上、各墳墓に接続していること。

ただし、構造、配置、宗教感、公衆衛生上、支障がないと認められる場合は、この限りではない。

- (ア) 各墳墓に接続して設けられる通路は、墓地内の清掃、墓石の運搬及び利用者の通行の便宜を考慮して設けるよう規定したものであること。
- (イ) ただし書きの規定は、墓地の利用者が墳墓の一部を通路として使用する前提で造られている芝生墓地の場合等に適用するものであること。

## エ 墳墓面積の基準

墳墓一区画の面積は、1. 5㎡以上であること。

墳墓面積は、有効な土地利用による墓地供給と併せて、十分な緑地帯を配置することにより、墓地景観や静謐な環境の確保ができる最小限度の墳墓面積として規定したものである。

## オ 排水の基準

- (ア) 雨水等が停滞し、墳墓のカロート（唐櫃：遺骨、骨壺を納める納骨部分）への浸水や墓地内の通行の支障が生じないようにすること。
- (イ) 適当な排水路を設けるが、目的が達せられると認められる場合に限り、透水舗装等による排水処理も可とする。

## カ 便所、使用水の施設及び管理事務所等

- (ア) 墓地の利用者の便宜を図るために墓地区域内に必要な付帯施設として整備することを目的として規定したものの。
- (イ) 既存の施設が近くにある場合、かつ、宗教・公衆衛生上支障がないと認められる場合は、新設する必要はない。

既存の寺院内に付属する俗に言う境内墓地や自宅が利用できる個人墓地の場合、過剰負担を避けるために除外規定を設けたものである。なお、原則として2,000㎡以上の墓地については、墓地管理の必要性から除外規定は認められないこと。

## (5) 2,000㎡以上の墓地の基準

ア (4) —アの障壁の内側に、下記墓地区域面積に応じた幅の緑地帯を設ける。

ただし、土地の形状、墳墓の配置、宗教感、公衆衛生上、支障がないと認められ、かつ、緑地帯として設けるべき面積と同面積以上の緑地が墓地区域内にあるときは、この限りではない。

墓地の区域の面積	緑地帯の幅
2,000㎡以上 4,000㎡未満	1m以上
4,000㎡以上 6,000㎡未満	3m以上
6,000㎡以上 10,000㎡未満	7m以上
10,000㎡以上	8m以上

- (ア) この基準は墓地形態についての調査結果を踏まえ、墓地の景観や良好な環境を保持するとともに、周辺環境との調和を図ることを目的として規定したものである。
- (イ) ただし書きの規定は、拡張することにより2,000㎡以上の面積となる場合に、

既存の墓地区域が既に埋蔵等がなされ使用されている状態であって、かつ、土地の立地条件によりこの基準によることが不可能な場合にあっては、墳墓等の移動をさせてまで基準を遵守させることが宗教感情上支障を生じるため規定したものである。

- (ウ) ただし書きの規定は、土地の形状及び墳墓の配置状況から止むを得ない場合に、緑地の幅を満たさない部分の面積を墓地内の他の区域に設けることができるとしたものであるが、無制限に認めることではないこと。

イ 通路は次によること。

- (ア) 主要な通路の幅員を3m以上、墓地区域面積が10,000㎡以上の場合はさらに、幹線となる通路の幅員を6m以上にする。
- (イ) 墓地面積の増加に伴い、また、墓参時の混雑や墓石工事、緑地管理、清掃等の保守管理に対応するため規定したものであること。
- (ウ) 通路は、この規定の目的からアスファルト舗装、コンクリート舗装等とすること。

#### (6) 基準の適用除外

墓地を引き継いで経営しようとする場合で、かつ、以下の場合は環境・施設基準を適用しない。

ア 経営者が変更になる場合

イ 墓地の拡張に伴い、既に経営する墓地も含め新たに経営許可申請を行う場合であって、当該拡張により施設基準が既存墓地の施設基準と異なる場合の既存部分

ウ 墓地の拡張に伴い変更許可申請を行う場合であって、当該拡張により施設基準が既存墓地の施設基準と異なる場合の既存部分